

高松市監査委員告示第2号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年1月6日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和 7 年 1 月 6 日

高 松 市 監 査 委 員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	H29	H29.11.30	第30号	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について	P9	創造都市推進局	産業振興課	R6.11.15
2				意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について	P9		土地改良課	R6.11.18
3				意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について	P10		産業振興課	R6.11.15
4				意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について	P10		土地改良課	R6.11.18
5	H30	H31.2.28	第1号	指摘【重点】	行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。	P26	市民局	協働コミュニティ推進課	R6.11.26
6				指摘【重点】	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。	P26			
7				指摘【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの。	P26			
8				指摘【重点】	公有財産の使用期間が終了しているにもかかわらず、契約更新の手続き及び使用料請求の手続きがされていないもの。	P26			
9				意見	ファシリティマネジメントの取組効果の早期発現について	P19	財政局	財産経営課 ファシリティ マネジメント 推進室	R6.12.10
10	R5	R5.11.30	第27号	意見	発注簿等による施設修繕工事の業者選定について	P14	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.12.4
11		R6.2.29	第5号	指摘	一者随意契約における予定価格の取扱いについて	P5	教育局	総務課 学校施設整備室	R6.11.20
12	R6	R6.7.1	第17号	意見【重点】	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P4	政策局	政策課	R6.11.18

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

- ※ **意見** ・ ・ ・ 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。
- ※ **【重点】** ・ ・ ・ 「平成２９年度、３０年度及び令和６年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成２９年度、３０年度及び令和６年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

２ 平成２９年度の重点取組事項

- (２) 市民目線に立つ行政監査
 本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※１）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。
 市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。
 行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

- ※１ これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の５点です。
 ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。
 イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる３Ｅ）が確保された事務事業が執行されているか。
 ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。
 エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。
 オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

２ 平成３０年度の重点取組事項

- (２) 財産の管理について
 地方財政法第８条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。
 本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。
 そこで、平成３０年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

２ 令和６年度の重点取組事項

- (２) 附属機関等に係るホームページの掲載について
 附属機関等の設置、運営に当たっては、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」等に基づき、委員の委嘱、運営及び会議を開催するほか、会議の開催結果等を本市ホームページに掲載することになっているが、５年度の定期監査において、監査対象局のホームページを確認したところ、必須項目である掲載内容等に不備のあるものが散見された。
 そこで、６年度においても、引き続き、本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているのかという観点から、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
区 分	意 見【重 点】		
意 見 の 項 目	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について		
意 見 の 内 容	補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方策を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月15日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部産業振興課
措 置 結 果	本件意見については、令和3年度から、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、終期の設定及び補助金の見直しチェックリストの作成を行い、3年ごとに補助金の見直しを検討するなど、適正な補助金の交付に努めている。 なお、意見を付された中小企業指導団体事業（貿易振興事業）については、平成30年度に補助金額の減額を行っているものの、事業の廃止又は事業支援型補助金等への移行に伴う事業の縮小は、市内中小企業者等の海外輸出及び海外ビジネス活動の縮小や低下につながる可能性があることから、事業運営の動向を確認する中で見直しを行うこととしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について		
意 見 の 内 容	補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方策を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月18日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部土地改良課
措 置 結 果	本件意見に係る補助金については、監査結果報告を受けて以降、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、終期の設定及び補助金の見直しチェックリストの作成を行い、3年ごとに補助金の見直しを行うなど、適正な補助金の交付に努めている。 なお、対象事業については、複数の行政区と改良区にまたがる広域的かつ公益性のある土地改良事業を継続的に実施する団体に対して補助するもので、隣接町とともに補助金を交付しており、今後においても、補助事業者の事業運営の動向を確認する中で、補助金額の見直しを行うこととしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について		
意 見 の 内 容	補助事業者に対し、交付申請時及び実績報告時に財産目録等資産が分かる書類の提出を義務付けるとともに、補助事業者の財務状況を踏まえた補助金額の算定を行うなど、団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月15日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部産業振興課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、交付申請時や実績報告時に、財産目録等資産が分かる書類の提出を求め、補助金の必要性等について、確認している。 また、対象である事業については、令和3年度から、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、終期の設定及び補助金の見直しチェックリストの作成を行い、3年ごとに補助金の見直しを検討するなど、適正な補助金の交付に努めている。 今後とも、補助事業者の財務状況等を踏まえた補助金の交付に係るチェック体制を継続していくこととする。 なお、本件意見に該当する補助事業のうち、労働力確保対策及び雇用促進事業については、平成29年度に廃止した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
区 分	意 見【重 点】		
意 見 の 項 目	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について		
意 見 の 内 容	補助事業者に対し、交付申請時及び実績報告時に財産目録等資産が分かる書類の提出を義務付けるとともに、補助事業者の財務状況を踏まえた補助金額の算定を行うなど、団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月18日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部土地改良課
措 置 結 果	本件意見に係る補助金については、監査結果報告を受けて以降、交付申請時や実績報告時に、財務諸表等の関連書類の提出や説明を求め、補助の必要性や用途について確認している。 また、令和元年度から、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、補助金の見直しチェックリストを作成し、3年ごとに補助金の見直しを実施している。 今後においても、これらの対応を継続することにより、補助事業者の事業内容や財務状況を踏まえた適切な補助金の交付を行うこととしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1 か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月26日
所 管 課 等	市民局 地域協働部 協働コミュニティ推進課
措 置 結 果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、行政財産使用許可台帳の点検及び確認を行い、当該台帳を作成するなど適切な事務処理を行っている。 また、高松市公有財産事務取扱規則の遵守について、周知徹底を図るとともに、チェック体制を構築し、適正な事務処理に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1 か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月26日
所 管 課 等	市民局 地域協働部 協働コミュニティ推進課
措 置 結 果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、普通財産貸付台帳の点検及び確認を行い、当該台帳を作成するなど適切な事務処理を行っている。 また、高松市公有財産事務取扱規則の遵守について、周知徹底を図るとともに、チェック体制を構築し、適正な事務処理に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの。		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月26日
所 管 課 等	市民局 地域協働部 協働コミュニティ推進課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和2年4月1日に高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則が施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。 また、普通財産の貸付けにおいても、市長が特に必要と認めるとき以外は、連帯保証人は不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	公有財産の使用期間が終了しているにもかかわらず、契約更新の手続き及び使用料請求の手続きがされていなかったもの。		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月26日
所 管 課 等	市民局 地域協働部 協働コミュニティ推進課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る対象物件については、監査結果報告を受け、契約更新の手続き及び使用料請求の手続きを行った。 また、高松市公有財産事務取扱規則の遵守について、周知徹底を図るとともに、チェック体制を構築し、適正な事務処理に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／財政局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	ファシリティマネジメントの取組効果の早期発現について		
意 見 の 内 容	ファシリティマネジメントの取組効果の早期発現に向けては、市の保有する施設、インフラ等の実態を的確に反映した全体計画の策定をはじめ、施設の保有総量の適正化に向け、施設の集約化・複合化、配置・規模・機能等の考え方を整理し、施設所管課の策定する各施設の整備計画に反映させること、また専門知識を持った職員の採用や民間との連携などにより、未利用施設（土地含む）の利活用・処分の促進を図る等、阻害要因の解消に向けて積極的に取り組まれない。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P19		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年12月10日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、平成26年12月に策定したファシリティマネジメントの全体計画である高松市公共施設等総合管理計画を、令和3年5月と5年1月に改定し、新たに公共施設及びインフラ施設の具体的な取組内容として、維持管理の効率化や規模の適正化などを明記した。 また、施設の集約化・複合化、配置・規模・機能等の考え方については、高松市公共施設有効活用・再配置等方針を基に、高松市ファシリティマネジメント推進委員会等で協議の上、施設所管課には、原則、集約化・複合化を検討させることとしている。 さらに、未利用施設等の利活用については、3年度以降、ファシリティマネジメント推進室から施設所管課に対し、庁内各所属を対象とした跡地利用希望調査の実施を促すとともに、かがわPPP／PFI地域プラットフォームを通じて、民間事業者へのサウディングを行い、活用方法を検討する仕組みを構築している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	令和5年11月30日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	発注簿等による施設修繕工事の業者選定について		
意 見 の 内 容	業者選定に当たっては、原則として、市内企業のうちから、適格業者を選定するとともに、一部の業者に偏重することなく、受注可能な業者が均等に受注機会を得られるよう、契約手続の公平性や透明性の確保に努められたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P14		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年12月4日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見に係る小学校防球ネット修繕工事については、令和6年7月から、公平性の確保の観点から、一部の業者に偏重することなく、施工可能な市内企業3者以上を選定し、見積徴取を行うことに改めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	令和6年2月29日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	一者随意契約における予定価格の取扱いについて		
指 摘 の 内 容	一者随意契約における予定価格の取扱いについては、細心の注意を払って厳格に保持するとともに、事前に公表することがないよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月20日
所 管 課 等	教育局 総務課学校施設整備室
措 置 結 果	本件指摘事項については、見積徴取において予定価格を提示できる場合などを規定した「契約事務の取扱いについて」に基づき、適正な事務手続きのためのマニュアルを整備し、所属内のリスクマネジメント会議等で周知を行い、令和6年度からの契約事務に活用している。 また、重ねて、同様の事務処理誤りを防止するため、これまで見積徴取通知書作成に利用していた表計算ソフトウェアを改定し、見積徴取の相手方が複数又は一者のいずれの場合においても、適正な見積徴取通知書の作成が自動で行えることとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／政策局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第17号	告 示 日	令和6年7月1日
区 分	意 見【重 点】		
意 見 の 項 目	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について		
意 見 の 内 容	附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P4		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月18日
所 管 課 等	政策局 政策課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、ホームページを更新し、附属機関等ホームページ掲載マニュアルの規定に沿った内容に修正した。 また、リスクマネジメント会議等において、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、ホームページの掲載内容に不備がないか、定期的に確認を行うよう周知するとともに、附属機関等の会議開催時には、適時適切な情報をホームページに掲載するよう、改めて周知している。